

より詳しい情報につきましては、以下  
にご連絡下さい。

趙 雪岩 (ちょうせつげん)  
外国法事務弁護士

(第二東京弁護士会所属)



T. 03-3218-5007

E. [xueyan.zhao@sidley.com](mailto:xueyan.zhao@sidley.com)

1987年東北財経大学経済学部卒

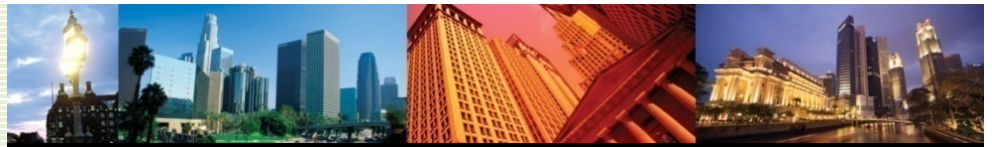
1998年東京都立大学法学部修士課程修了

1998年東京都立大学法学部修士課程を修了後、日本の渉外法律事務所にて1年間外国法研究員として勤務。1999年中国帰国後、東北地区で日本企業向け専門渉外弁護士として活躍している。瀋陽、北京、上海、大連事務所の日本企業法務グループのリーダーとして日系投資企業に対する総合法律サービスの提供に尽力している。現地日本大手企業から絶大な信頼を受けると同時に、遼寧省、瀋陽市、大連市政府からも高い評価を受けており、2011年よりカウンセラーとして西川シドリーオースティン法律事務所・外国法共同事業にて中国プラクティスの中心として幅広いサービスを展開し、政府部門での勤務経験、経済学の専門バックグラウンドと法律の業務経験と結びつけてクライアントに有効的な問題解決案を提出することができる。

日本語に堪能で日本語での法律相談をしている。

今後の中国法 UPDATE の配信のご希望、配信停止に関しましては、[kebinuma@sidley.com](mailto:kebinuma@sidley.com) までお知らせください。

中国法 UPDATE は、情報提供のみを目的として西川シドリーオースティン法律事務所・外国法共同事業により作成されており、法的な助言を構成するものではありません。この情報は、顧問弁護士がその顧客に法的助言の提供を意図して提供したものではありません。この情報を顧客の皆様が受取られることは、私共による法的助言の提供にはなりません。具体的な問題については、本情報に依拠されることなく、必ず専門家によるアドバイスを受けていただきますようお願いいたします。



## 西川 シドリーオースティン法律事務所 外国法共同事業

### ◆◆◆中国法UPDATE◆◆◆

2013年3月

#### Vol.6 中華人民共和国労働契約法の改正及び「労働紛争案件の審理における法律適用に関する若干の問題の解釈(四)」について

##### 一、背景

「労働契約法」が施行されて以来、中国は労働者の權益保護に向けた動きが強まっている。2012年12月28日、全国人民代表大会常務委員会により「『中華人民共和国労働契約法』に関する改正決定」が採択され、2013年7月1日から施行される。また、2013年1月18日、最高人民法院が「労働紛争案件の審理における法律適用に関する若干の問題の解釈(四)」を公布し、同年2月1日から施行した。

そして、近年、中国の労務派遣会社は多数存在しているものの、管理や経営などは不完全で、派遣労働者の数が正社員の数を上回っているなどの問題に対し、「労働契約法改正案」は、主に労務派遣会社の設立条件の厳格化(第57条)、被派遣労働者の「同一労働、同一報酬」を享有できる権利(第63条)、そして、「労務派遣」の業務範囲、法律違反の場合の法的責任などについてより明確化した。改正では、中国の労務派遣制度が大きく変わり、今後の雇用実務に大きな影響を及ぼす可能性もあると考えられる。

また、中国の各地で、労働調停・仲裁機関が取扱う労働争議案件が急激に増加している中、最新の司法解釈である「労働争議案件の審理における法律適用に関する若干の問題の解釈

(四)」は、賃金上昇など労務リスクへの対処について、労働争議仲裁と訴訟の関係、競争制限などを明確化し、人民法院が労働争議案件の審理における判断基準を統一した。ここでは、日系企業が特に注目すべき部分を紹介する。

## 二、「労働契約法」改正に関する主な内容

### 1. 労務派遣会社の設立条件について

旧「労働契約法」が登録資本の最低額として50万人民元のみを規定し、最低登録資本以外は、会社法の設立条件を満たせば、労務派遣会社を設立できると規定している。それに対して、「労働契約法改正案」では最低登録資本を200万人民元まで引き上げ、且つ固定された経営場所、労務派遣管理制度を有することも要求している。そのほか、最も重要なのは、労働行政部門に行政許可を申請し認可を得なければならず、かかる認可を得なければ、労務派遣業務を営んではならないと厳しく規定している。

### 2. 「同一労働、同一報酬」の権利について

「同一労働、同一報酬」とは、派遣労働者は派遣先の正社員と同一労働・同一報酬の権利を有することをいう。派遣先企業は同一労働賃金の原則に照らして、派遣労働者と当該企業の同種の職場の労働者に対し、同一の労働分配方法を実行しなければならない。同一職位の労働者がいない場合、派遣先企業所在地の同一職位または類似の職位に従事する労働者の労働報酬に従って確定する必要がある。

### 3. 労務派遣の業務範囲の明確化

「労働契約法改正案」第66条では、労務派遣での雇用は補充的な形態であることを強調し、臨時性、補助性、代替性の文言について定義し、派遣労働者を受け入れる前提条件がより明確化された。

- ① 臨時性の職場とは、継続期間が6ヶ月を超えない職場を指す。
- ② 補助性とは、主要業務の職場のためにサービスを提供する非主要業務を指す。
- ③ 代替性の職場とは、派遣先企業の労働者が研修、休暇などの理由で職場を離れて業務を実施できない一定期間内に他の労働者が業務を代替することができる職場を指す。

そして、派遣労働者の雇用人数についても、派遣先企業は、労務派遣による雇用人数を厳格に抑制しなければならず、その正社員総数の一定割合を超えてはならないことを明らかにした。

### 4. 法律違反に対する罰則強化

無許可で労務派遣業務を行った場合、違法所得の没収及び罰金に処する。さらに、一定期間経過後も是正しない場合、罰金を課する上、営業許可証を取り消すことになる。

「労働契約法」の今回の改正により、労務派遣形式を用いている多くの日系企業にとっては、派遣労働者を受け入れられる職種と人数が縮小され、労務派遣から直接雇用へと雇用形態の見直しを迫られ、雇用実務に深刻な影響が生じる可能性がある。

### 三、「労働争議案件の審理における法律適用に関する若干の問題の解釈（四）」に関する主な内容

#### 1. 労働者側の原因によらない新企業への移籍について

原企業による出向命令、合併・分割など労働者側の原因によらず新しい企業へ移籍する場合、原企業での勤務期間と新企業での勤務期間を合算して経済補償金の算定期間を決定しなければならない。但し、「労働者の側によらない原因」に該当する条件については明確に定めていなかったため、今回の解釈では詳細に列挙された。

- ① 労働者の職場、職位が変わらないまま、労働契約の主体が変更した場合
- ② 原企業の出向命令による異動の場合
- ③ 原企業の合併・分割の場合
- ④ 原企業およびその関連会社と順次に労働契約を締結する場合

#### 2. 競業制限について

- ① 競業制限を約定したが、経済補償を定めていない場合  
労働契約や機密保持協議の中で競業制限を約定し、契約解除や終了後に労働者への経済補償を定めていない場合、労働者は、企業に対し労働契約解除・終了前の12ヶ月分の平均給与の30%を基準とする経済補償の支給を求めることができる。
- ② 競業制限の解除  
労働契約や機密保持協議の中で競業制限を約定したにも関わらず、企業の都合により3ヶ月間経済補償金が支給されなかった場合、労働者は競業制限の約定を解除するよう求めることができる。

#### 3. 渉外人員を雇用する場合

外国人、無国籍人が法による就業証明を取得せずに中国国内の企業と労働契約を締結した場合、当事者が労働関係の存在を求めたとしても、人民法院はこれを支持しないと規定している。

Sidley Austin LLP は、シカゴ、ニューヨーク、ロサンゼルス、サンフランシスコ、パロアルト、ダラス、ロンドン、香港、シンガポールおよびシドニー以外の当事務所のオフィスを拠点とするデラウェア州の有限責任事業組合（以下、LLP）であり、イリノイ州の(LLP)である Sidley Austin LLP (シカゴ)、デラウェア州の LLP である Sidley Austin (NY) LLP (ニューヨーク)、デラウェア州の LLP である Sidley Austin (CA) LLP (ロサンゼルス、サンフランシスコ、パロアルト、Los Angeles, San Francisco, Palo Alto)、デラウェア州の LLP である Sidley Austin (TX) LLP (ダラス、ヒューストン)、デラウェア州の別個有限責任事業組合 (LLP) である Sidley Austin LLP (ロンドン)、デラウェア州の別個有限責任事業組合である Sidley Austin LLP (シンガポール)、ニューヨーク州のジェネラルパートナーシップである Sidley Austin (香港)、外国法事務弁護士により構成され、外国法に関する業務のみ行なうデラウェア州のジェネラルパートナーシップである Sidley Austin (シドニー)、そして西川シドリーオースティン法律事務所・外国法共同事業 (Sidley Austin Nishikawa Foreign Law Joint Enterprise) (東京) などの他のパートナーシップと提携関係にあります。ここでは、これらの提携パートナーシップをまとめて Sidley Austin (シドリーオースティン)、Sidley (シドリー)、または当事務所と表記しております。